

繊維製品品質表示規程（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）
の一部を改正する消費者庁告示について（概要）

令和6年5月13日
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

2. 改正趣旨

令和6年8月に「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に関する日本産業規格（JIS L0001）の改正が行われる見込みであることに伴い、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」において、改正する日本産業規格を特定するため、所要の改正を行うものである。

3. 改正内容

繊維規程第2条、第3条及び別表第8で引用している日本産業規格について、今般の改正を踏まえ、その改正される日本産業規格が明確になるように、従前の「JIS L0001」から、改正した年を表す四桁を末尾に追記し、「JIS L0001:2024」に変更する。

4. 今後の予定

令和6年8月20日：改正告示の公布

令和6年8月20日：改正告示の施行

なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行から令和7年8月19日までの間に繊維製品に表示するものについては、なお従前の例によることができることとする。

<添付資料>

資料1 繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

資料2 家庭用品品質表示法（抜粋）